

議第47号

奈良県広域水道企業団の設立について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、奈良県広域水道企業団を設立することについて、別紙奈良県広域水道企業団規約により、奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町及び下市町と協議したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

橿原市長 亀田 忠彦

理由 奈良県広域水道企業団を設立することに関し、奈良県広域水道企業団規約により関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるもの

議第47号別紙

奈良県広域水道企業団規約

(名称)

第1条 この一部事務組合は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(構成団体)

第2条 企業団は、奈良県及び関係市町村（大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町及び下市町をいう。以下同じ。）（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道事業及び水道用水供給事業の経営に関する事務並びにこれらに附帯する事務を共同処理する。

2 企業団は、前項の事務を主体的に公営企業として共同処理するものであり、コンセッション方式（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。）への移行又は民営化は行わない。

(事務所の位置)

第4条 企業団の主たる事務所は、磯城郡田原本町に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数とする。

- (1) 給水人口（水道法（昭和32年法律第177号）第7条第4項に規定する給水人口をいう。以下同じ。）が5万人未満である関係市町村 1 関係市町村につき1人
- (2) 給水人口が5万人以上10万人未満である関係市町村 1 関係市町村につき2人
- (3) 給水人口が10万人以上である関係市町村 1 関係市町村につき3人
- (4) 奈良県 3人

2 企業団議員は、各構成団体の議会において、前項各号に掲げる構成団体の区分に応じ、

当該各号に定める数を、それぞれ当該各構成団体の議会の議員のうちから選挙する。

(議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 企業団議員が当該企業団議員の属する構成団体の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 企業団議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(議長及び副議長)

第7条 企業団の議会は、企業団議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期による。

(企業団議会の事務局)

第8条 企業団の議会に事務局を置く。

(企業長)

第9条 企業団に企業長を置き、奈良県知事をもって充てる。

2 企業長は、企業団を統括し、これを代表する。

3 企業長の任期は、奈良県知事としての任期による。

(副企業長)

第10条 企業団に副企業長6人を置き、関係市町村の長のうち、次に掲げる者を企業長が任命する。

(1) 給水人口が上位2位までの市の長

(2) 前号に掲げる市以外の市の長のうち2人

(3) 町村の長のうち2人

2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序に従いその職務を代理する。

3 副企業長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中においても、これを解職することができる。

(補助職員)

第11条 企業団に必要な職員を置く。

2 職員は、企業長が任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第12条 企業団に監査委員2人を置く。

- 2 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。
- 3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員に事務局を置く。

(運営協議会)

第13条 企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

- 2 前項の運営協議会の委員は、構成団体の長をもって充てる。

(企業団の財務)

第14条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の規定による負担金の額は、企業団と構成団体との協議により定める。
- 3 水道料金については、5年ごとに、向こう5年間の総括原価を基に算定した水準により、当該期間中の財政が健全に確保できるよう設定されたものであるかを検討し、また、当該期間中においても毎年度、設定された水道料金により財政の健全性に支障が生じていないかを確認するものとする。

(補則)

第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間は、第3条に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

議第48号

奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年奈良県指令地第1号）の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

橿原市長 亀田 忠彦

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年奈良県指令地第1号）の一部を次の表のように変更する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
	<p><u>（解散による事務の承継）</u> 第18条 組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を経てする <u>協議をもって定める。</u></p>

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

理由 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う事務の承継について、所要の変更を行うもの

議第49号

奈良広域水質検査センター組合の解散について

奈良広域水質検査センター組合の解散について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

橿原市長 亀田 忠彦

理由 奈良広域水質検査センター組合の解散に関する奈良広域水質検査センター組合を構成する35市町村1企業団との協議について、議会の議決を求めるもの

議第49号別紙

奈良広域水質検査センター組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により奈良広域水質検査センター組合を解散することについて、次のとおり定める。

（奈良広域水質検査センター組合の解散）

第1条 奈良広域水質検査センター組合（以下「組合」という。）は令和7年3月31日をもって解散する。

（事務の承継）

第2条 歳計現金は、解散後、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）に帰属させ、未収金及び未払金を清算させる。

- 2 前項の清算後に残余する現金（以下「残余金」という。）は、組合の構成団体（以下「組合構成団体」という。）の令和6年度経常経費負担金の負担割合に応じて、企業団が組合構成団体に交付する。
- 3 組合が保有している別表に掲げる団体に係る水質検査に関する文書（電子データを含む。）及び人事事務に関する文書並びに図書及び文献類は、企業団に引継ぐ。
- 4 別表に掲げる団体以外の組合構成団体に係る水質検査に関する文書（電子データを含む。）については、当該組合構成団体に引継ぐ。
- 5 組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった御所市長が、これを決算する。
- 6 前項の規定による決算は、組合の事務を承継する企業団の企業長が、これを企業団の監査委員の審査に付し、その意見を付けて企業団の議会の認定に付するものとする。

別表

大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市
生駒市 香芝市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 高取町

明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町
磯城郡水道企業団

令和 年 月 日

橿原市長 亀田 忠彦

議第50号

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

橿原市長 亀田 忠彦

理由 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分に関する奈良広域水質検査センター組合を構成する35市町村1企業団との協議について、議会の議決を求めるもの

議第50号別紙

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分に関する協
議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により奈良広域水
質検査センター組合の解散に伴う財産処分をすることについて、次のとおり定
める。

（財政調整基金の配分）

第1条 奈良広域水質検査センター組合（以下「組合」という。）の財政調整基
金は、解散時における組合の構成団体が平成7年度から令和5年度までの間
に負担した施設整備負担金及び経常経費負担金の負担割合に応じて配分する。

（物品の譲与）

第2条 組合が保有する物品（図書及び文献類を除く。）は、奈良県広域水道企
業団（以下「企業団」という。）に無償譲与する。

（退職手当支給事務負担金還付金の引継）

第3条 解散、脱退により奈良県市町村総合事務組合から還付される奈良県市町
村総合事務組合退職手当支給事務負担金還付金は、企業団に引き継ぐ。

令和 年 月 日

橿原市長 亀田 忠彦

議第51号

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月10日奈良県指令市町村第1118号）の一部を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

橿原市長 亀田 忠彦

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月10日奈良県指令市町村第1118号）の一部を次の表のように変更する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）
項目	項目
(略)	(略)
<u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u>	<u>資格確認書等の引渡し</u>
<u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u>	<u>資格確認書等の返還の受付</u>
(略)	(略)

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

理由 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和6年12月2日に廃止されることに伴い、所要の変更を行うもの